

(別紙)

大阪市職員共済組合定款の一部変更について

大阪市職員共済組合定款(昭和37年12月1日制定)の一部を次のように変更する。

次の表により、変更前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

変更後								変更前								
<p>(選挙の期日等の公告)</p> <p>第11条 理事長は、選挙の日時及び場所を少なくとも選挙の<u>期日前14日</u>までに公告しなければならない。</p> <p>(掛金及び負担金の額)</p> <p>第35条 組合の短期給付及び福祉事業に要する費用としての掛金及び負担金の額は、組合員の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額にそれぞれ次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p>								<p>(選挙の期日等の公告)</p> <p>第11条 理事長は、選挙の日時及び場所を少なくとも選挙の<u>期日前、7日</u>までに公告しなければならない。</p> <p>(掛金及び負担金の額)</p> <p>第35条 [同左]</p>								
組合員の種別	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合			福祉事業	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と負担金との割合			福祉事業	組合員の種別	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合			福祉事業	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と負担金との割合		
	短期給付				短期給付					短期給付						
	短期分	介護分	<u>子ども・子育て支援分</u>		短期分	介護分	<u>子ども・子育て支援分</u>			短期分	介護分	[新設]		短期分	介護分	[新設]

一般組合員								
短期組合員	<u>1,000</u>	<u>1,000</u>	<u>1,000</u>		<u>1,000</u>	<u>1,000</u>	<u>1,000</u>	
市長組合員	<u>分の</u>	<u>分の</u>	<u>分の</u>	[略]	<u>分の</u>	<u>分の</u>	<u>分の</u>	[略]
特定消防組 合員	<u>50.02</u>	<u>7.75</u>	<u>1.15</u>		<u>50.02</u>	<u>7.75</u>	<u>1.15</u>	
船員一般組 合員	<u>1,000</u>	<u>1,000</u>	<u>1,000</u>		<u>1,000</u>	<u>1,000</u>	<u>1,000</u>	
船員短期組 合員	<u>分の</u>	<u>分の</u>	<u>分の</u>	[略]	<u>分の</u>	<u>分の</u>	<u>分の</u>	[略]
長期組合員								
後期高齢者 等短期組 合員	<u>1,000</u> <u>分の</u>	-	-	-	<u>1,000</u> <u>分の</u>	-	-	-
市長長期組 合員	<u>2.32</u>				<u>2.32</u>			

[2 略]

(任意継続掛金の額)

第35条の2 任意継続組合員に係る短期給付(介護納付金及び子ども・子育て支援納付金の納付に係るものを除く。)及び福祉事業に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、施行令第46条の2第1項の規定による標準報酬の月額に1,000分の101.64を乗じて得た額とし、介護納付金の納付に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、同項に規定する標準報酬の月額に1,000分の15.50を乗じて得た額とし、

一般組合員								
短期組合員	<u>1,000</u>	<u>1,000</u>			<u>1,000</u>	<u>1,000</u>		
市長組合員	<u>分の</u>	<u>分の</u>		[同左]	<u>分の</u>	<u>分の</u>		[同左]
特定消防組 合員	<u>52.00</u>	<u>7.90</u>			<u>52.00</u>	<u>7.90</u>		
船員一般組 合員	<u>1,000</u>	<u>1,000</u>			<u>1,000</u>	<u>1,000</u>		
船員短期組 合員	<u>分の</u>	<u>分の</u>		[同左]	<u>分の</u>	<u>分の</u>		[同左]
長期組合員								
後期高齢者 等短期組 合員	<u>1,000</u> <u>分の</u>	-	-	-	<u>1,000</u> <u>分の</u>	-	-	-
市長長期組 合員	<u>2.52</u>				<u>2.52</u>			

[2 同左]

(任意継続掛金の額)

第35条の2 任意継続組合員に係る短期給付(介護納付金の納付に係るものを除く。)及び福祉事業に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、施行令第46条の2第1項の規定による標準報酬の月額に1,000分の105.60を乗じて得た額とし、介護納付金の納付に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、同項に規定する標準報酬の月額に1,000分の15.80を乗じて得た額とする。

子ども・子育て支援納付金の納付に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、同項に規定する標準報酬の月額に1,000分の2.30を乗じて得た額とする。

(資金の繰入れ)

第37条の2 令和8年度における地方公務員等共済組合法施行規程(昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号。以下「施行規程」という。)第7条第1項の規定により定款で定める金額は、1,735円とする。

(資金の繰入れ)

第37条の2 令和7年度における地方公務員等共済組合法施行規程(昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号。以下「施行規程」という。)第7条第1項の規定により定款で定める金額は、1,300円とする。

附 則

- 1 この変更は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第35条第1項及び第35条の2の規定は、令和8年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。